

太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）の申告について

太陽光発電設備は、固定資産税（家屋又は償却資産）の対象となる場合があります。以下1の「設置者及び発電規模別の課税区分」及び2の「発電に係る設備の部分別評価区分」を参考に、所有している太陽光発電設備の設置状況を確認してください。課税の対象となる場合は、毎年1月末までに償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。

1 設置者及び発電規模別の課税区分

設置者	課 税 区 分	
個人 (住宅用)	【10kW以上の太陽光発電設備】 家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置される場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は 課税の対象 となります。	【10kW未満の太陽光発電設備】 売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては 課税の対象外 となります。
個人 (事業用)	個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力にかかわらず、償却資産として 課税の対象 となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力にかかわらず、償却資産として 課税の対象 となります。	

2 発電に係る設備の部分別評価区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	シヨナー パワーコンディ	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※家屋：家屋として評価の対象となります。償却資産としての申告は不要です。

※償却：償却資産に該当します。償却資産として申告が必要です。

3 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

設備の取得時期や発電出力によって対象設備の要件や提出書類が異なりますのでご注意ください。

取得時期	平成24年5月29日 ～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日 ～ 平成30年3月31日	平成30年4月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 ～ 令和4年3月31日
対象設備	固定価格買取制度の認定を受けて取得した発電設備	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて設置した設備 (固定価格買取制度の認定を受けていない発電設備)		
特例割合	課税標準額の2/3		【発電出力が1,000kW未満】 課税標準額の2/3	
			【発電出力が1,000kW以上】 課税標準額の3/4	
適用期間	新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分			
根拠法令	旧法附則第15条第3項	旧法附則第15条第3項第1号イ	・旧法附則第15条第33項第1号イ ・旧法附則第15条第33項第2号イ	・法附則第15条第30項第1号イ ・法附則第15条第30項第2号イ

平成28年3月31日までは、固定価格買取制度の認定を受けて取得した太陽光発電設備が、特例の対象となっていました。平成28年4月1日以降に取得した当該認定を受けた太陽光発電設備は特例の対象外となります。これに代わり、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた自家消費型の太陽光発電設備が特例の対象となります。

4 提出書類

- ① 償却資産申告書
- ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）
- ③ 償却資産にかかる固定資産税の課税標準の特例届出書
- ④ 添付書類

平成24年～平成28年3月31日取得の場合

- ・経済産業省が発行する「10kW以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」、または「再生可能エネルギー発電設備事業計画」の認定を受けたことがわかる書類の写し
- ・電気事業者が発行する「特定契約書」または「電力需給契約に関するお知らせ」の写し

平成28年4月1日以降取得の場合

- ・「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金決定通知書」の写し

※③、④の書類は、「3 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について」に該当する方のみ、提出してください。

(5) 根拠法令

＜地方税法附則第 15 条第 30 項＞

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第四項第六号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備以外の設備（以下この項において「特定再生可能エネルギー発電設備」という。）であって、令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該特定再生可能エネルギー発電設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、次の各号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二）を乗じて得た額

イ 太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第五項に規定する認定発電設備（以下この号において「認定発電設備」という。）であるものを除く。次号イにおいて「特定太陽光発電設備」という。）で総務省令で定める規模未満のもの

ニ 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に四分の三を参酌して十二分の七以上十二分の十一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、四分の三）を乗じて得た額

イ 特定太陽光発電設備（前号イに掲げるものを除く。）

＜地方税法施行規則附則抄第 6 条第 56 項＞

法附則第十五条第三十項第一号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。

※地方税法の改正により適用資産、期間等が変更されることがあります。